

平成17年4月以降は、 ペイオフ解禁の範囲が拡大されます。



●預金保険対象商品と保護の範囲はどうなるの？

預金等の分類		期 間	平成17年3月まで	平成17年4月から
預金保険の 対象預金等	当座預金、普通預金、別段預金		全額保護	利息のつかない等の要件を満たす預金(※2)は全額保護
	定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)、金融債(保護預り専用商品に限ります)など(※1)		合算して元本1,000万円までと その利息等(※3)を保護 [1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります。)]	
預金保険の 対象外預金等	外貨預金、他人・架空名義預金、譲渡性預金、元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)など		保護対象外 [破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります。)]	

(※1) このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

(※2) 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

(※3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

●預金保険制度に加入している金融機関は？

- ・銀行(日本国内に本店があるもの) ・信用金庫
- ・信用組合 ・労働金庫 ・信金中央金庫
- ・全国信用協同組合連合会 ・労働金庫連合会

※農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています(詳しくは、農水産業協同組合貯金保険機構 TEL03(3285)1272 までお問い合わせください。)

●もっと詳しく知りたい方は？

預金保険機構 TEL03(3212)6029、
各財務局または金融機関の窓口
お問い合わせください。

金融庁・預金保険機構